社会福祉法人福島更生義肢製作所定款

第１章　総則

（目的）

第１条　この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、地域における公益的な取り組みを積極的に推進する趣旨のもとに、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業及び公益を目的とする事業等を行う。

第二種社会福祉事業

補装具製作施設福島更生義肢製作所の設置運営

公益を目的とする事業

こしのはま居宅介護支援センターの設置運営

その他、地域に貢献する事業

（名称）

第２条　この法人は、社会福祉法人福島更生義肢製作所という。

（経営の原則）

第３条　この法人は、包摂する社会の実現を図り、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を、確実、効果的かつ適正に行い、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、個々に支援を必要とする者に対し、特別な料金の設定に配慮しながら、その提供する福祉サービスの質の向上、並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

（事務所の所在地）

第４条　この法人の事務所を福島県福島市腰浜町３１番１号に置く。

２　前項のほか、従たる事務所を福島県会津若松市城東町１３番２７号に置く。

第２章　評議員

（評議員の定数）

第５条　この法人に評議員８名から９名を置く。

（評議員の選任及び解任）

第６条　この法人に評議員選定委員会を置き、評議員の選任及び解任は、同委員会において行う。

２　評議員選定委員会は、監事１名、事務局員１名、外部委員２名の合計４名で構成する。

３　評議員選定委員会に提出する評議員の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選定委員会の運営についての細則は、理事会において定める。

４　理事会は評議員の推薦及び解任の提案を行う場合、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。

５　評議員選定委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員が出席し、かつ、外部委員が賛成することを要する。

（評議員の任期）

第７条　評議員の任期は、選任後４年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

２　任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

３　評議員は、第５条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

（評議員の報酬等）

第８条　評議員に対して、各年度の総額が６万円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

第３章　評議員会

（構成）

第９条　評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

（権限）

第１０条　評議員会は、次の事項について決議する。

（１）　理事及び監事の選任又は解任

（２）　理事及び監事の報酬等の額

（３）　理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基

　　　準

（４）　計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認

（５）　定款の変更

（６）　残余財産の処分

（７）　基本財産の処分

（８）　社会福祉充実計画の承認

（９）　その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

（開催）

第１１条　評議員会は、定時評議員会として毎年度５月及び３月に開催するほか、必要がある場合に開催する。

（招集）

第１２条　評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

２　評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

３　前項による請求があった時、理事長は遅滞なく評議員会を招集しなければならない。

（議長）

第１３条　評議員会の議長は、その評議員会において出席した評議員の互選により選任する。

（決議）

第１４条　評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

２　前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3 分の2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。

（１）　監事の解任

（２）　定款の変更

（３）　その他法令で定められた事項

３　理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第１項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第１６条第１項に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

４　第１項及び第２項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

（議事録）

第１５条　評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

２　議事録には議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人２名がこれに署名し、又は記名押印する

第４章　役員及び職員

（役員の定数）

第１６条　この法人には、次の役員を置く。

（１）　理事 ７名

（２）　監事 ２名

２　理事のうち１名を理事長とし、常務理事及び理事兼総務部長を置くことができる。

３　理事長並びに前項の常務理事及び理事兼総務部長をもって業務執行理事とする。

４　理事長が欠けたときは、速やかに各理事が理事会を招集し、新たな理事長を選定する。

（役員の選任）

第１７条　理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

２　理事長並びに常務理事及び理事兼総務部長は、理事会の決議　によって理事の中から選定する。

（理事の職務及び権限）

第１８条　理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

２　理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、常務理事及び理事兼総務部長は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

３　理事長並びに常務理事及び理事兼総務部長は、毎会計年度に4月を超える間隔で２回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）

第１９条　監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

２　監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

（役員の任期）

第２０条　理事又は監事の任期は、選任後２年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

２　補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

３　理事又は監事は、第１６条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

（役員の解任）

第２１条　理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

（１）　職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

（２）　心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

（役員の報酬等）

第２２条　理事及び監事に対して、評議員会において定める総額の範囲内で、報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

（職員）

第２３条　この法人に、職員を置く。

２　この法人の設置経営する施設の長及びその他の重要な職員（以下「施設長等」という。）は、理事会において、選任及び解任する。

３　施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

第５章　理事会

（構成）

第２４条　理事会は、すべての理事をもって構成する。

（権限）

第２５条　理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

（１） この法人の業務執行の決定

（２） 理事の職務の執行の監督

（３） 理事長並びに常務理事及び理事兼総務部長の選定及び解職

（開催）

第２６条　理事会は通常理事会及び臨時理事会とする。

２　通常理事会は毎年度５月及び３月に開催する。

３　臨時理事会は次の各号の一つに該当する場合開催する。

（１） 定款第１８条第３項の規定によるとき

（２） 理事長が必要と認めたとき

（３） 理事長以外の理事から開催を必要とする書面をもって 理事会の開催請求があったとき

（４） 監事から理事会開催の請求があったとき

（招集）

第２７条　理事会は、理事長が招集する。

２　理事長が欠けたとき又は事故あるときは、各理事が理事会を招集する。

（議長）

第２８条　理事会の議長は理事長がこれにあたる。

２　理事長が欠けたとき又は事故あるときは、理事の互選により議長を選任する。

（決議）

第２９条　理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

２　前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることが出来るものに限る）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く）は、理事会の決議があったものとみなす。

（議事録）

第３０条　理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

２　当該理事会に出席した理事長及び監事は、前項の議事録に署名し、又は記名押印する。

第６章　資産及び会計

（資産の区分）

第３１条　この法人の資産は、これを分けて基本財産とその他財産及び公益事業用財産の３種とする。

２　基本財産は、別表のとおりとする。

３　その他財産は、基本財産及び公益事業用財産以外の財産とする。

４　公益事業用財産は、第３９条に掲げる公益を目的とする事業の用に供する財産とする。

５　基本財産に指定されて寄附された金品は、第２項に掲げるため、速やかに必要な手続をとらなければならない。

６　事業継続に必要とされるその他財産については特別会計を設けることができる。

（基本財産の処分）

第３２条　基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、福島県知事の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、福島県知事の承認は必要としない。

（１）　独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合

（２）　独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構が福祉貸付を行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

（資産の管理）

第３３条　この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

２　資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

３　前項の規定にかかわらず、基本財産以外の資産の現金の場合については、理事会の議決を経て、株式に換えて保管することができる。

（事業計画及び収支予算）

第３４条　この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の決議を経て、評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

２　前項の書類については、主たる事務所（及び従たる事務所）に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（事業報告及び決算）

第３５条　この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

（１）　事業報告

（２）　事業報告の附属明細書

（３）　貸借対照表

（４）　収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）

（５）　貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書

（６）　財産目録

２　前項の承認を受けた書類のうち、第１号、第３号、第４号及び第６号の書類については、定時評議員会に提出し、第１号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

３　第１項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に５年間、従たる事務所に３年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（１） 監査報告

（２） 理事及び監事並びに評議員の名簿

（３） 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類

（４） 事業の概要等を記載した書類

４　会計の決算上繰越金が生じたときは、次会計年度に繰り越すものとする。ただし、必要な場合には、その全部又は一部を基本財産に編入することができる。

（会計年度）

第３６条　この法人の会計年度は、毎年４月１日に始まり、翌年３月３１日をもって終わる。

（会計処理の基準）

第３７条　この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

（臨機の措置）

第３８条　予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の３分の２以上の同意がなければならない。

第７章　公益を目的とする事業

（種別）

第３９条　この法人は、社会福祉法第２６条の規定により、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行う。

居宅介護支援事業

２　前項の事業の運営に関する事項については、理事会を開催し、その出席理事の３分の２以上の同意を得なければならない。

（剰余金が出た場合の処分）

第４０条　前条の規定によって行う事業から剰余金が生じた場合はこの法人の行う社会福祉事業又は公益事業に充てるものとする。

第８章　解散及び合併

（解散）

第４１条　この法人は、社会福祉法第４６条第１項第１号及び第３号から第６号までの解散事由により解散する。

（残余財産の帰属）

第４２条　解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

（合併）

第４３条　合併しようとするときは、理事会において３分の２以上の同意を経たのち、評議員総数の３分の２以上の決議を得て福島県知事の認可を受けなければならない。

第９章　定款の変更

（定款の変更）

第４４条　この定款を変更しようとするときは、理事会において３分の２以上の同意を経たのち、評議員会の決議を得て、福島県知事の認可（社会福祉法第４５条の３６第２項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

２　前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を福島県知事に届け出なければならない。

第１０章　公告の方法その他

（公告の方法）

第４５条　この法人の公告は、社会福祉法人福島更生義肢製作所の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

２　解散時の債権申出の催告及び破産手続の開始については、官報によって公告する。

（施行細則）

第４６条　この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則（設立当初の役員名　省略）

平成　４年３月２１日施行

平成　７年６月１１日施行

平成１３年６月１９日施行

平成１９年５月２４日施行

附 則

この定款の変更は、福島県知事の認可があった日（平成２０年３月３１日）から施行する

附 則

１　この定款の変更は、福島県知事の認可のあった日（平成２５年４月２６日）から施行する。

２　平成２５年４月１２日付け定款変更認可申請に係る評議員会の設置に伴い選出させる評議員の任期は定款第１９条第１項の規定にかかわらず、平成２７年４月１日までとする。

附 則

この定款の変更は、福島県知事の認可のあった日（平成２５年７月１０日）から施行する。

附 則

この定款の変更は、福島県知事の認可のあった日（平成２９年　　月　　日）から施行し、平成２９年４月１日より適用する。

(別表)

（１）　福島市腰浜町４４番地７所在の鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺２階建　作業所・事務所・居宅　１棟　１階　３１９．８６㎡　２階　３０４．３４㎡

（２）　福島市腰浜町４４番地７所在　敷地１筆　６１９．２８㎡

（３）　福島市腰浜町４４番８所在

公衆用道路　３９０㎡　持分４分の１

福島市腰浜町４４番９所在

公衆用道路　　５６㎡　持分4分の１

福島市腰浜町４４番１０所在

公衆用道路　　３．３９㎡　持分４分の１

（４）　会津若松市城東町４００番地所在の鉄骨・木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建　会津出張所工作所・事務所・居宅・訓練所　１棟　２８４．６４㎡

（５）　会津若松市城東町４００番所在　会津出張所敷地　１筆　６８１．６８㎡